

公示送達書

一宮市告示第 321 号
令和 7 年 7 月 2 日

一宮市長 中野 正康

地方税法第 20 条の 2 及び一宮市市税条例第 18 条の規定に基づき、次の書類を公示送達します。なお、送達すべき書類は一宮市財務部納税課に保管してありますから、申出により該当者に交付します。

送達する書類名		差押調書（謄本）	
送達を受けるべき者	住（居）所		氏 名
	愛知県一宮市小信中島字新田前 8 2 番地 2		岩井 隆太
	以 下 余 白		

地方税法第 20 条の 2 第 3 項の規定により、公示送達をした日から起算して 7 日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。